

令和3年3月23日

第105回 神戸市個人情報保護審議会

処理システムへの情報項目の追加について
(報告)

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

【神戸市個人情報保護条例第11条第1項、類型事項（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づく報告事項】

	システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
1	障害者総合支援法指定事業所管理システム	<p>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等事業では、厚生労働省令の規定に従い、各事業者から給付費の算定に係る体制等に関する情報や人員配置等に関する情報（事業所の管理者・サービス提供責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員等の住所氏名等の個人情報を含む）について、届出を受けている。これらの情報を標記システムに登録し管理することにより、事業所の指定更新及び変更届の受理等並びに指導監査等を行う際に常に最新の事業所情報を把握することができ、正確かつ迅速な事務処理に役立っている。</p> <p>これらの情報に加え、同省令の規定により届出がなされている児童発達支援管理責任者の情報について、新たに登録し管理するもの。（利用目的が同質の情報項目の追加）</p>	<p>○児童発達支援管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名（漢字・カナ） ・郵便番号 ・住所 	<p>福祉局 監査指導部</p>

福 監 第 2 4 4 6 号
令和 3 年 1 月 28 日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 福祉局監査指導部

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市
個人情報保護審議会答申第640号別紙2に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

システム名	障害者総合支援法指定事業所管理システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成29年3月14日（第80回）
今回追加する項目の 利用開始年月	令和3年1月～
今回追加する項目の 追加理由	<p> <input type="checkbox"/> ① 法令又は制度の改廃に伴う追加 <input type="radio"/> ② 利用目的が同質の情報項目の追加 <input type="checkbox"/> ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加 </p> <p>【具体的な内容】</p> <p>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等事業では、厚生労働省令の規定に従い、各事業者から給付費の算定に係る体制等に関する情報や人員配置等に関する情報（事業所の管理者・サービス提供責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員等の住所氏名等の個人情報を含む）について、届出を受けている。これらの情報を標記システムに登録し管理することにより、事業所の指定更新及び変更届の受理等並びに指導監査等を行う際に常に最新の事業所情報を把握することができ、正確かつ迅速な事務処理に役立っている。</p> <p>これらの情報に加え、同省令の規定により届出がなされている児童発達支援管理責任者の情報について、新たに登録し管理するもの。 （標記システムのバージョンアップにより登録可能となった。）</p>
今回追加する情報項目	<p>○児童発達支援管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名（漢字・カナ） ・郵便番号 ・住所